

体験ひろばにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月1日

一般社団法人 日の出町観光協会

1. 基本的事項

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月4日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、体験ひろば集会室（以下、集会室という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、「利用者の制限」、「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。とされていることから集会室においても同様の考え方のもと、開放する場合の前提となる感染予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

2. 感染防止のための基本的な考え方

当協会は、施設を利用する者（以下、「利用者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底する。

3. 利用に際して講じるべき具体的な対策

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離2mを目安に確保することが前提である。
- ・ 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。

- ・ 感染防止のための利用者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のよう
な手段が考えられる。
 - 可能時間、可能者数の制限
 - 椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等
 - 日時指定の予約
 - 大人数での利用の制限等
- ・ 感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよ
う、所轄の保健所との連絡体制を整える。

○利用者の安全確保のために実施すること

- ・ 利用者は検温を行い、37.5度以上の発熱がある場合（または平熱比1度超過）には
利用できないものとする。
- ・ 利用者に対して以下のとおり実施する。
 - 利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿（検温項目）を作成する。
また、利用者に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提
供され得ることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱う。
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコー
ルを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ））の徹底を促す。
 - 備品の貸出物について十分な消毒（なお、消毒液は、アルコールまたは次亜塩
素酸ナトリウム溶液（ただし手袋をして使用し、消毒直後に水拭きをする）を
用いる（以下、物品・施設の消毒液に関する記載において同じ））を行うとと
もに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこととする。
 - パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
 - 室内で近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや
歌うこと、呼気が激しくなるようなことを避けるよう強く促す。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - ◇ 速やかに隔離を行う。
 - ◇ 対応する職員等は、西多摩保健所、町と連携するとともにマスクや手袋の着用等
適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - ◇ 感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - ◇ 会議等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。

○施設管理

- 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。

- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- 対面での飲食や会話を回避する。
- 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- 常時換気を行う。
- テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- 職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

○広報・周知

- ・ 職員等及び利用者に対して、以下について周知する。
 - 社会的距離の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

○その他

- ・ 本ガイドラインに定めのない事項については、国、東京都、町に倣い実施する。